改正

平成26年3月27日告示第19号

鳥羽市建設工事等入札参加資格審査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量及び建設コンサルタント業務(以下「建設工事等」という。)の競争入札を行うに当たり、その競争入札に参加する者(以下「建設業者等」という。)に必要な資格を審査し、公正に選定することに関し必要な事項を定め契約の適正な履行を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
 - (2) 建設コンサルタント業務 土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する調査、 企画、立案及び助言を行う業務をいう。
 - (3) 競争入札 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に規定する一般競争入札及び指名 競争入札をいう。

(参加資格)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項の規定に該 当する者
 - (2) 経営状況が著しく不健全と認められる者
 - (3) 市が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税相当額について未納がある者
- 2 今第167条の4第2項各号に該当し、その事実があった後2年を経過していない者を競争入札に参加 させないことができる。

(競争入札参加資格審査の申請)

- 第4条 競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格審査に係る申請(以下「定期申請」という。)を市長が定める申請受付期間内にしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、競争入札に参加しようとする者は、随時に競争入札参加資格審査に係る申請(以下「随時申請」という。)をすることができる。
- 3 定期申請及び随時申請(以下「定期申請等」という。)をしようとする者は、入札参加資格審査申請 書(以下「申請書」という。)に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 4 前項に規定する定期申請等は、三重県及び市町等が共同で行う入札参加資格審査申請共同受付(以下「共同受付」という。)に提出することで市長に提出したこととみなすものとする。

(申請書の審査及び登録)

- 第5条 市長は、提出された申請書及び添付書類を基に、競争入札の参加者としての適格を審査(以下 「資格審査」という。)するものとする。
- 2 市長は、資格審査により適格と認められた者を鳥羽市契約規則(平成26年規則第1号)第3条及び第 17条に規定する名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する資格審査を外部に委託することができる。

(資格者名簿の有効期間)

- 第6条 定期申請により登録される資格者名簿の有効期間は、当該定期申請に係る資格審査を実施する年 度の翌年度の6月1日から4年間とする。
- 2 随時申請をした場合における資格者名簿登録の有効期間は、毎月20日までに前条第1項に規定する資格審査が完了した者については、その月の翌月1日から、前項により定められた資格者名簿の有効期間満了日までとする。

(建設業者等に必要な資格に係る要件)

- **第7条** 令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき定める資格に係る要件は、次に掲げるものとする。
 - (1) 建設工事にあっては、法第3条第1項に規定する建設業の許可及び法第27条の23第1項に規定す

る経営事項審査を受けていること。

- (2) 建設工事に係る測量及び建設コンサルタント業務にあっては、それぞれの業務に関し法令等の定めるところによる登録を受けていること。
- (3) その競争入札における建設工事等の業種に応じた技術者を有すること。
- (4) その競争入札における建設工事等の業種について、資格者名簿の希望職種欄に登録されていること。

(一般競争入札における建設業者等に更に必要な資格)

- 第8条 市長は、一般競争入札により契約の締結をしようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該一般競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要と認めるときは、令第167条の5の2の規定に基づき、更に必要な資格(以下「等級別格付」という。)を定めることができる。
- 2 前項に規定する等級別格付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指名競争入札における建設業者等の選定数等)

- 第9条 建設工事等を指名競争入札により発注するに当たり、その建設工事等1件の建設業者等の選定数は次のとおりとする。ただし、特に必要と認めたときは、この限りでない。
 - (1) 設計金額500万円未満にあっては、3社以上
 - (2) 設計金額500万円以上1,000万円未満にあっては、4社以上
 - (3) 設計金額1,000万円以上にあっては、5社以上
- 2 指名競争入札における建設業者等の選定に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 経営及び信用性の状況
 - (2) 不誠実な行為の有無
 - (3) 手持ち工事の状況
 - (4) 当該建設工事等に係る技術的適性の有無
 - (5) 当該建設工事等に係る地理的条件
 - (6) その他市長が特に必要と認める事項

(指名競争入札における建設業者等の選定案の作成)

- 第10条 指名競争入札における建設業者等の選定案は、当該建設工事等の入札に係る契約担当課長が作成 するものとする。ただし、必要がある場合は、工事担当課長から意見を聴取することができる。
- 2 前項の規定による選定案において、鳥羽市建設工事等入札参加資格審査会規程(昭和58年規程第3号) 第3条第4号に該当する案件がある場合は、契約担当課長は、同規程第2条の規定に基づき設置する鳥 羽市建設工事等入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)に当該案件の審査を付さなければなら ない。
- 3 審査会に付すべき選定案及び資料は、その都度委員に配布するものとし、会議終了後直ちに回収して 破棄しなければならない。

(指名停止)

第11条 競争入札参加業者の選定をより一層適切にし、入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保する ため、別に定めるところにより指名停止を行う。

(随意契約)

第12条 随意契約における建設業者等の選定は、第8条第2項の規定を準用し、資格者名簿に登録された 者以外は選定することはできない。ただし、特別な場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第13条 指名競争入札における建設業者等の選定について、関係者以外の者に漏らさないよう秘密の保持 に注意しなければならない。

(浦田)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

(鳥羽市条件付き一般競争入札実施要綱の一部改正)

3 鳥羽市条件付き一般競争入札実施要綱(平成19年告示第68号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

(鳥羽市建設工事等指名停止措置要領の一部改正)

4 鳥羽市建設工事等指名停止措置要領(平成20年告示第61号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

附 則 (平成26年3月27日告示第19号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。